

「大台町議会基本条例」検証チェックシート〔対象期間：令和元年度〕

A：よくできている B：できている C：検討（努力）が必要 D：殆どできていない

前文				
第1章	総則			
第1条	(目的)			
第2章	議会及び議員の使命と政治倫理			
第2条	(議会及び議員の使命)			
第3条	(議員の政治倫理)	実施状況	実績	評価
○議員の政治倫理については条例で定める		実施継続	大台町議会議員政治倫理条例（平成25年6月10日制定） 大台町議会議員政治倫理条例施行規則（平成25年6月10日制定）	A
第3章	議会及び議員の活動原則			
第4条	(議会の活動原則)	実施状況	実績	評価
○公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会		実施継続	(公開性) 会議の原則公開 会議録の公開（議会図書コーナー、ホームページ） (公正性) 政治倫理条例の遵守 (透明性) 議案等の賛否の公表（広報おודい、ホームページ） (信頼性) 大台町議会危機対策本部に関する要領、行動マニュアル（平成27年7月16日制定）	A
○大台町会議規則の内容を継続的に見直す		実施継続	「出産のための欠席届について」を規定（平成27年9月11日改正） 委員外議員にも委員会開催通知の送付（平成28年9月から）	B
○委員会活動の充実強化を図る		実施継続	調査研究の継続 予算決算常任委員会の設置（令和2年2月19日）	B
○ホームページで、会議の日時、議案等の事前公表		実施継続	議会運営委員会終了後に、ホームページへ掲載 (掲載内容) 会期及び審議の日程表、議案一覧、一般質問通告書	A
○傍聴者に議案資料等の提供		実施継続	(配布) 会期及び審議の日程表、議案一覧、議事日程、一般質問通告書 (閲覧) 議案書、予算書、議案関連資料、施政方針	A
○会議を休憩する場合は、理由及び再開時刻を傍聴者に説明する		実施継続		A
○傍聴に関し必要な事項は規則で定める		実施	大台町議会傍聴規則（平成25年2月12日全部改正）	A
○月に1回全員協議会を開催、全協に関し必要な事項は規程で定める		実施継続	大台町議会全員協議会規程（平成22年6月8日制定、最終改正平成27年4月1日） 資料の原則事前配布（平成29年3月から） （令和元年度）15回開催	A
○1年1回以上、全協で議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する		実施継続	平成31年4月19日（金）午後7時～ 林業総合センター（江馬）22名 平成31年4月20日（土）午後7時～ 健康ふれあい会館（粟生）29名	B
第5条	(議員の活動原則)	実施状況	実績	評価
○議員相互の自由な討議の推進		未実施	自由討議が必要な議題があれば、議会運営委員会に諮り本会議で行うこととする。 実績なし	B
第4章	町民と議会の関係			
第6条	(町民参加及び町民との連携)	実施状況	実績	評価
○町民への情報公開、説明責任		実施継続	(情報公開) ホームページ、広報おודい、窓口で議案書等の閲覧 (説明責任) 議会報告会、ホームページ、広報誌	B
○会議の公開		実施継続	○傍聴者数 (令和元年度) 本会議44名、常任委員会0名、全協3名、議運0名、連合審査会0名	B
○参考人制度、公聴会制度等の活用		未実施	実績なし	C
○請願及び陳情の審議において提案者の意見を聴く		実施継続	(令和元年度) 意見陳述の希望なし	B
○町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図る		実施継続	(意見交換) 意見聴取会、出前懇談会、ホームページからのご意見 出前懇談会 令和元年度 希望なし	B
○議案等に対する採決態度の公表		実施継続	広報おודい、ホームページ	A
○議会報告と意見聴取会を1年1回以上開催		実施継続	平成31年4月19日（金）午後7時～ 林業総合センター（江馬）22名 平成31年4月20日（土）午後7時～ 健康ふれあい会館（粟生）29名	B
第5章	町長等と議会及び議員の関係			
第7条	(町長等と議会及び議員の関係)	実施状況	実績	評価
○緊張関係を維持し、論点及び争点を明確にする		実施	令和2年度当初予算の審査では、修正案が提出され可決、その後再議となるなど、争点が明確にされた。	B
○町長等は一般質問の答弁内容を事前に示すよう努める。二次以降の質問は一問一答		実施継続	平成25年6月～答弁要旨の配布	
○反問権		実施継続		

第8条	(町長による政策形成過程等の説明)	実施状況	実績	評価
	○政策等を提案するときは、形成過程の資料を提出するよう努める	実施継続	執行部へ資料の提出について要請(平成29年3月3日)	A
	○執行後における政策評価に資する審議を行う	未実施	執行部へ資料の提出について要請(平成29年3月3日)	B
第9条	(予算・決算の政策説明資料と質疑の原則通告制)	実施状況	実績	評価
	○施策別、事業別の説明資料の提出	実施継続	執行部へ資料の提出について要請(平成29年3月3日)	B
	○決算審査にあたって、行政評価及び事務事業評価について説明資料を付して提出	未実施	執行部へ資料の提出について要請(平成29年3月3日)	B
	○予算及び決算の質疑は通告制とする	変更して実施	通告制の廃止(条例改正:令和2年第1回定例会) 予算決算常任委員会を設置し審査の方法を変更したため	A
第10条	(議決事件の拡大)	実施状況	実績	評価
	○議決事件の拡大	実施	大台町総合計画基本構想及び基本計画、定住自立権形成協定 ※名誉町民の決定については、大台町名誉町民条例により議決事件としている。	B
第6章 適正な議会機能				
第11条	(議員定数及び議員報酬)	実施状況	実績	評価
	○議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める	実施継続	大台町議会議員の定数を定める条例(平成20年6月22日制定、最終改正平成29年9月11日) 大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年1月10日制定、最終改正令和元年12月16日) 議員定数・報酬の改正(平成30年2月12日施行) 議員定数11人、報酬 議員200,000円 委員長205,000円 副議長210,000円 議長280,000円	A
	○改正にあたっては、参考人制度、公聴会制度を活用	未検討		
第12条	(政務活動費)	実施状況	実績	評価
	○条例に基づき交付	実施継続	大台町政務活動費の交付に関する条例(平成25年10月25日制定、最終改正平成26年6月13日) (令和元年度)11名へ交付 2,520,000円(返納額 468,022円)	A
	○報告書を提出し、町民に公開する	実施継続	(令和元年度)令和2年6月1日公開 (ホームページ)各議員の収支報告書・領収書(写し) (広報おおい)6月号に収支報告一覧表を掲載 (閲覧)各報告書、領収書(写し)	A
第13条	(議員研修の充実強化)	実施状況	実績	評価
	○議員研修の実施	実施継続	(令和元年度) 令和元年11月1日(金) 長野県飯綱町元議長 寺島渉氏 「住民に開かれた議会等」	A
第14条	(議長及び副議長志願者の所信表明)	実施状況	実績	評価
	○所信表明の実施	実施継続	(令和2年2月19日(水)実施(議長2名、副議長2名))	A
第15条	(議会広報の充実)	実施状況	実績	評価
	○町政に係る論点及び争点の情報周知	実施継続	(ホームページ)議会インターネット録画配信、会議録検索と閲覧 (ケーブルテレビ)一般質問録画放送 (広報おおい)議案の概要と議員の賛否	A
	○町政に関心を持つ議会広報活動	実施継続		B
第16条	(議会事務局の体制整備)	実施状況	実績	評価
	○事務局の調査、法務機能の強化	未実施		B
第17条	(議会図書室の設置、充実及び公開)	実施状況	実績	評価
	○議会図書室の設置	実施継続	(令和元年度)2冊購入 貸出人数2人 令和元年度末 蔵書数 単行本46冊	B
第18条	(最高規範性)	実施状況	実績	評価
	○この条例に違反する条例等を制定してはならない	遵守されている		A
第19条	(見直し手続)	実施状況	実績	評価
	○任期開始後速やかに、議会運営委員会及び全員協議会で検討する	変更して実施	見直しの時期を「任期開始後速やかに」から「必要に応じて」に改正 (条例改正:令和2年第1回定例会)	B
	○改善が必要な場合は、条例改正を含め適切な措置を講ずる	実施	「第9条」と「第19条」を改正(条例改正:令和2年第1回定例会)	A
	○条例改正をする場合は、本会議で詳しく説明しなければならない	実施	令和2年第1回定例会において、議会運営委員長が趣旨説明を行った。	A